
第4期墨田区障害者行動計画(後期) 墨田区障害福祉計画【第4期】

《 概要版 》



平成 2 7 年 3 月

墨 田 区

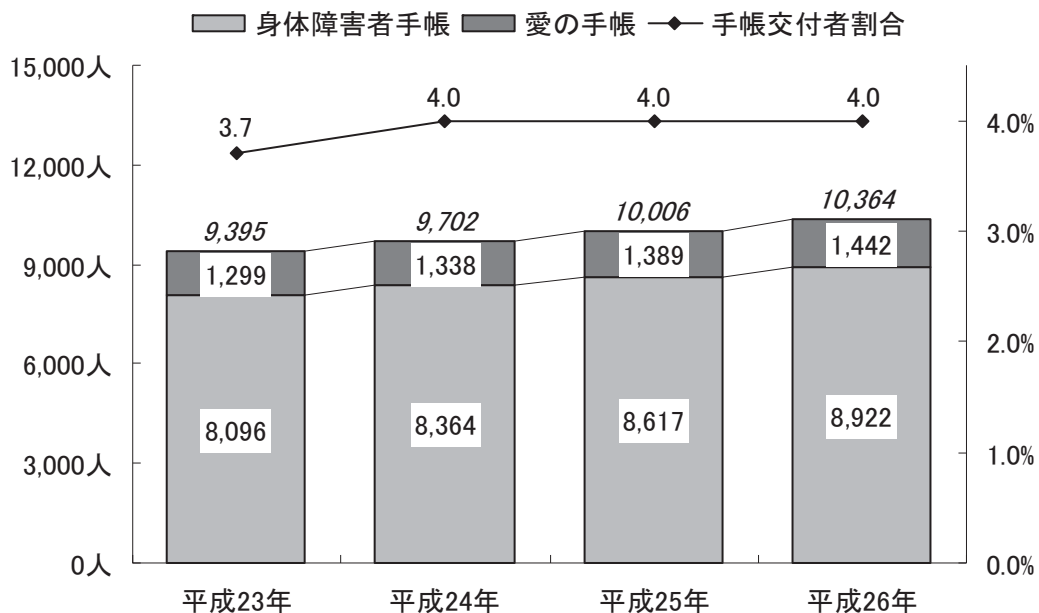
第1章 墨田区における障害者福祉の状況

1 障害者の推移

平成26年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者8,922人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者1,442人となっており、第4期墨田区障害者行動計画が策定された平成23年から漸増の傾向にあります。

また、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療申請者の人数で捉えると、平成26年3月31日現在4,703人であり、平成23年3月31日時点の申請者数3,872人を大きく上回っています。

障害者手帳交付者数の推移



精神障害者保健福祉手帳申請者及び自立支援医療利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳申請	700人	791人	842人	916人
自立支援医療申請	3,172人	3,460人	3,615人	3,787人
合計	3,872人	4,251人	4,457人	4,703人

※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している。

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

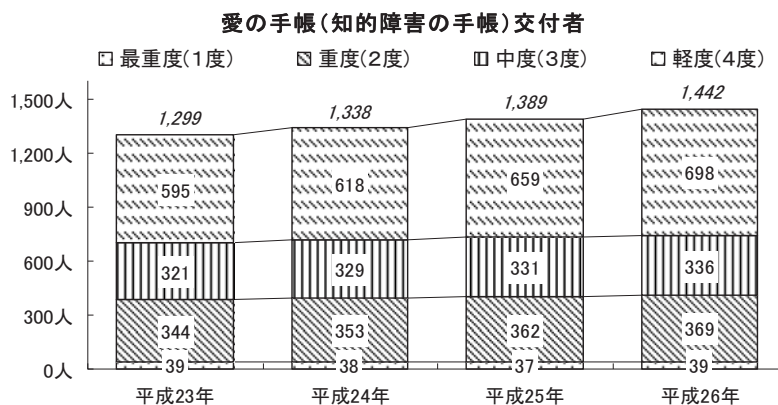
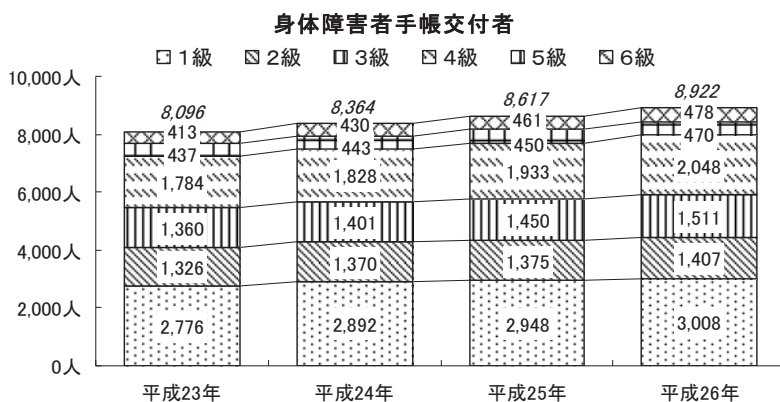
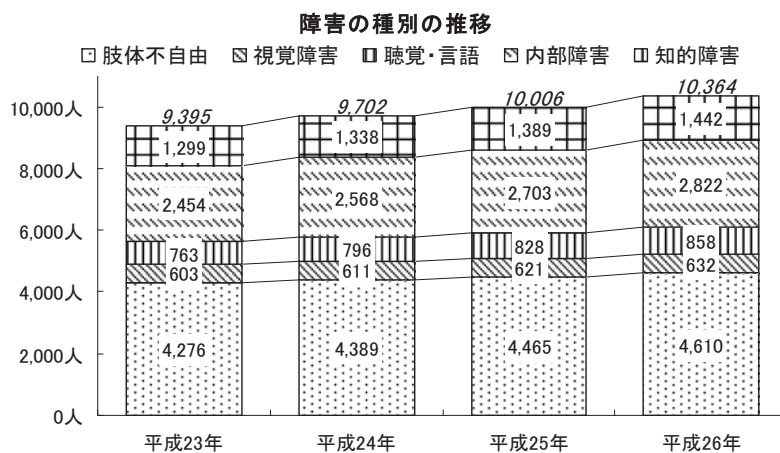
※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

※資料：障害者福祉課・保健計画課調べ

2 障害の種別・程度

身体障害者手帳交付者の障害の種別は、平成26年現在、「肢体不自由」4,610人、「視覚障害」632人、「聴覚・言語障害」858人、「内部障害」2,822人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。身体障害者手帳交付者のほぼ半数は、1～2級の重度の障害者です。

愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者は、平成26年現在、1,442人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。



※各年3月31日現在
 ※資料：障害者福祉課調べ

第2章 第4期墨田区障害者行動計画（後期）

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

墨田区では、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりに向けて、平成23年に「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」を策定しました。

この間、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法をはじめとする新たな障害者関連法が制定される等、障害者施策は新たな展開を迎えています。これらのことを踏まえ、平成27年度以降の施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」を策定するものです。

(2) 計画の性格と位置づけ

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

区の将来像を描いた「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定しています。

また、本計画は障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけられます。

(3) 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。

(4) 計画の策定方法と計画の評価

① 計画の策定体制及び方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区民アンケートの実施や障害者団体からの意見聴取の機会の設置など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みを行い、計画への反映を図りました。

② 計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちょく状況及び計画達成状況の評価を行います。

2 ノーマライゼーション推進に向けた基本的考え方

(1) 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取り組みを進めます。

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、個性の差異と多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

(2) 計画の基本目標

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、施策を推進します。

基本目標1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあった適切な支援を受けられることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりをすすめます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

●施策の方向性

- (1) 早期発見と早期療育
- (2) 障害児の幼児教育・保育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 放課後活動等の充実

●重点事業

- ・ 児童発達支援センターの運営
- ・ 障害児療育事業の充実
- ・ 区立特別支援学級の整備
- ・ 障害児の放課後支援の充実

基本目標2 社会参加を支援する

障害のある人が障害のない人と同じように、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりなどを推進します。

●施策の方向性

- (1) 移動手段の確保
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 交流やスポーツ活動、余暇活動の充実
- (4) 行政への参画の推進

●重点事業

- ・ 障害者（児）移動支援の実施
- ・ 障害者の日中活動事業の充実
- ・ 重度肢体不自由児（者）生活介護事業所の整備

基本目標3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労にむけた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における福祉的就労支援を充実します。

●施策の方向性

- (1) 企業等での就労への移行促進
- (2) 障害者施設における就労等の支援の充実

●重点事業

- ・ 障害者の就労等に関する総合相談の実施
- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
- ・ 福祉的就労機会の保障
- ・ 民間活力を導入した区立福祉作業所の再整備
- ・ 作業所等経営ネットワーク事業の充実

基本目標4 地域生活を支援するサービスを充実する

障害のある人が地域で当たり前で暮らしていくことができるよう、地域で自立して生活することを支えるサービスを充実し、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援をすすめます。

●施策の方向性

- (1) 住み慣れた地域での暮らしの支援
- (2) 相談支援及び権利擁護
- (3) 所得の保障及び医療費の助成

●重点事業

- ・ 障害者（児）ショートステイの運営支援

基本目標5 地域生活を支える体制を整える

どんなに障害が重い人でも、本人が希望する地域で、自立して自分らしい生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える場づくりや、地域で生活する上での相談にのり、支援する体制、経済面の支援などを充実します。

●施策の方向性

- (1) 住み慣れた地域での暮らしの支援
- (2) 相談支援及び権利擁護
- (3) 所得の保障及び医療費の助成

●重点事業

- ・ 地域生活支援拠点等の整備の検討
- ・ 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
- ・ 障害者に対する相談体制の充実

基本目標6 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域の人々の障害や障害のある人への理解を深めていくとともに、障害のない人も含めたすべての人が利用しやすいまちづくりやわかりやすい情報提供、緊急時や災害時の支援体制の整備をすすめます。

●施策の方向性

- (1) 障害の理解の促進
- (2) ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進
- (3) 情報のバリアフリーの推進
- (4) 安全・安心な暮らしの支援

●重点事業

- ・ 障害者福祉啓発事業の充実
- ・ 障害者問題に関する啓発の実施
- ・ 公共建築物等の改善整備
- ・ 道路のバリアフリー整備
- ・ 福祉のまちづくり推進のための体制づくり
- ・ 地域社会における障害者救護体制の充実

基本目標7 施策の推進体制を整備する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、民間事業者等と連携してサービスの量の確保をすすめます。

●施策の方向性

- (1) サービスの質の確保・向上
- (2) 事業者や団体の支援

●重点事業

- ・ 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化
- ・ 障害福祉サービス第三者評価制度の推進

第3章 墨田区障害福祉計画【第4期】

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

この墨田区障害福祉計画【第4期】（以下「本計画」といいます。）は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、次の事項を定めることを目的に策定するものです。

- ① 基本指針に即した平成29年度における指定項目の成果目標
- ② 各年度における障害福祉サービス・地域相談支援・計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(2) 計画の基本的理念

- ① 社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、相談支援の充実を進めます。
- ② 必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービスの計画的な提供に努めます。
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

(3) 計画の性格と位置づけ

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ、他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者総合支援法に基づく施策について定めた計画となっています。

(4) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

(5) 計画の策定方法と計画の評価

① 計画の策定体制及び方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の「基本指針」による、障害福祉計画の作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備

を進めるための取り組みなどを踏まえるほか、障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みを実施しました。

② 計画の点検及び評価

年に一度、墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

③ 医療機関・教育機関等その他の関係機関との連携に関する事項

本計画の推進に当たっては、医療機関や教育機関等その他の関係機関の職員によって構成される墨田区地域自立支援協議会（全体会・専門部会）を定期的に開催し、各関係機関の連携を図っていきます。

2 基本指針に定める成果目標

本計画では、国の定めた基本指針と共に障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標と平成29年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、入所施設待機者など入所施設における支援が真に必要な障害者の入所も同時進行で進めます。

① 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、平成27年度から平成29年度の3年間で、平成25年度末時点の施設入所者数である208人のうち12%に当たる25人が地域生活に移行すると見込みます。

② 平成29年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により4%以上の入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では真に入所施設での支援が必要な障害者が、少なからずいることを踏まえ、現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、真に入所施設での支援が必要な障害者が都立施設の待機登録をしている実態を踏まえ、平成25年度末の実績人数である208人と同じ人数を見込みます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針を踏まえ、区内にグループホームを設置する事業者と協議を行い、平成29年度末までに1か所の整備を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定します。

- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者について、国は平成24年度の実績の2倍以上としています。しかし、区では平成24年3月にすみだ障害者就労支援総合センターが開所したことにより、平成24年度は一般就労への移行実績が飛躍的に増大しました。

こうした実情を鑑み、平成24年度のみを基準とするのではなく、平成21年度から平成25年度の実績値の平均を求め、その平均値である15.8人の2倍以上となる32人を目標値として設定します。

- ② 就労移行支援事業の利用者数について、国は平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとしています。しかし、①と同様にすみだ障害者就労支援総合センターが開所したことにより、平成25年末は高い実績値となっています。その一方で、平成26年9月時点での利用待機者はおらず、国の基本指針に基づき機械的に目標値を設定すると、区の実情とかけ離れた数値となります。

こうした実情を鑑み、平成21年度から平成25年度の実績値の平均値である32.8人の6割以上となる53人を目標値として設定します。

- ③ 事業所ごとの就労移行率について、国は就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上である事業所を全体の半数以上とすることとしています。

国の基本指針を踏まえ、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を全体の半数以上とすることとします。

3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービスの必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要量の見込みは、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

内容	単位	第3期実績		第4期計画見込		
		H25.3	H26.3	H27	H28	H29
訪問系サービス	時間分	8,316	9,108	10,308	10,908	11,508
	人分	367	408	478	513	548
生活介護	人日分	6,646	6,700	6,834	6,874	6,934
	人分	329	335	345	347	350
自立訓練（機能訓練）	人日分	71	40	60	60	60
	人分	4	2	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日分	161	129	150	150	150
	人分	14	8	10	10	10

就労移行支援	人日分	741	782	809	842	875	
	人分	47	45	49	51	53	
就労継続支援 A 型	人日分	151	255	304	336	368	
	人分	8	17	19	21	23	
就労継続支援 B 型	人日分	7,396	6,363	6,984	6,984	7,056	
	人分	383	388	388	388	392	
	工賃	21,935	20,627	21,600	22,000	22,400	
療養介護	人分	27	28	28	28	28	
短期入所	福祉型	人日分	778	672	780	780	780
		人分	64	62	65	65	65
	医療型	人日分	48	62	45	45	45
		人分	7	11	10	10	10
共同生活援助	人分	149	156	168	174	180	
施設入所支援	人分	208	208	208	208	208	
児童発達支援	人日分	1,310	1,449	1,750	2,080	2,430	
	人分	385	459	500	520	540	
医療型児童発達支援	人日分	35	21	20	20	20	
	人分	7	4	4	4	4	
放課後等デイサービス	人日分	994	1,685	3,000	3,200	3,400	
	人分	164	232	300	320	340	
保育所等訪問支援	人日分	0	5	8	10	12	
	人分	0	5	8	10	12	
計画相談支援	人分/月	39	62	138	149	162	
地域移行支援	人分/月	4	3	3	3	3	
地域定着支援	人分/月	2	0	2	2	2	
障害児相談支援	人分/月	0	17	67	70	73	

4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

障害福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めると共に、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を定めます。また、見込み量を定める事業については、その確保方策を定めます。

(1) 必須事業

内容		単位	第4期計画見込		
			H27	H28	H29
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
障害者相談支援事業		か所	4	4	4
基幹相談支援センター		有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業		有無	検討	検討	検討
手話通訳者派遣事業		件	1,110	1,160	1,210
要約筆記者派遣事業		件	50	50	50
手話通訳者設置事業		人	2	2	2
給付等事業 日常生活用具	(1)介護訓練支援用具	件	10	11	12
	(2)自立生活支援用具	件	62	64	66
	(3)在宅療養等支援用具	件	33	34	36
	(4)情報・意思疎通支援用具	件	57	59	61
	(5)排泄管理支援用具	件	410	423	436
	(6)住宅改修費	件	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業		人	10	10	10
移動支援事業		人	258	263	267
①個別支援型（/月）		時間	3,333	3,375	3,417
移動支援事業		人	8	8	8
②車両型（/月）		時間	352	352	352
地域活動支援センター		か所	1	1	1
		人	105	105	105

(2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができるものと定めています。本区では、本計画で必要量は見込まない地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	身体障害者自動車改造費助成事業
5	心身障害者自動車運転教習費補助事業
6	障害児日中活動事業補助

第4期墨田区障害者行動計画（後期）

墨田区障害福祉計画【第4期】

《 概要版 》

平成27年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6217

FAX (03) 5608-6423

編集：墨田区福祉保健部



墨 田 区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
(03) 5608-1111 (代表)